【機密性２】

令　和　６　年
裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割等

（４月１日現在）

熊本地方裁判所

事　　項

第１　裁判官の配置・・・

第１　裁判官の配置

１　本庁

(1)　民事第１部

判　　事（総括）	日　暮　直　子	
判　　事	浜　崎　俊　文	
判　事　補	川　島　　堤	
判　事　補	新　田　紗　紀	（兼）
判　事　補	若　松　亮　太	（兼）
判　事　補	上　阪　凌太郎	（兼）

(2)　民事第２部

判　　事（総括）	品　川　英　基	
判　　事	佐　藤　恭　子	
判　　事	道　場　康　介	
判　　事	池　上　裕　康	
判　事　補（特例）	片　岡　甲　斐	
判　事　補	川　島　　堤	（兼）
判　事　補	若　松　亮　太	

(3)　民事第３部

判　　事（総括）	川　﨑　聡　子	
判　　事	佐　田　崇　雄	
判　事　補（特例）	若　林　慶　浩	
判　事　補	川　島　　堤	（兼）
判　事　補	上　阪　凌太郎	

(4)　民事第４部

判　　事（総括）	大　西　勝　滋	（兼）
判　　事	川　﨑　聡　子	（兼）

判　　事　　日　暮　直　子（兼）

判　　事　　品　川　英　基（兼）

(5)　刑事部

判　　事（総括）　　中　田　幹　人

判　　事　　賀　嶋　　敦

判　事　補（特例）　　鈴　木　和　彦

判　事　補　　新　田　紗　紀

判　事　補　　川　島　　堤（兼）

判　事　補　　若　松　亮　太（兼）

判　事　補　　上　阪　凌太郎（兼）

2　支部

(1)　玉名支部

判　　事　　前　川　　悠

(2)　山鹿支部

判　　事　　浜　崎　俊　文（てん補）

(3)　阿蘇支部

判　　事　　賀　嶋　　敦（てん補）

(4)　八代支部

判　　事（支部長）　　吉　村　弘　樹

判　事　補（特例）　　松　本　啓　裕

(5)　人吉支部

判　　事　　藤　田　晃　弘

(6)　天草支部

判　　事　　藤　丸　貴　久

3　管内簡易裁判所

(1)　熊本簡易裁判所

簡易裁判所判事（司掌者）　大　西　勝　滋

簡易裁判所判事　梅　﨑　聖　博

簡易裁判所判事　中　島　隆　介

簡易裁判所判事　髭　野　勝　之

簡易裁判所判事　今　坂　健　司（職務代行）

簡易裁判所判事　甲　斐　裕　之（職務代行）

簡易裁判所判事　松　野　勝　徳（職務代行）

(2)　宇城簡易裁判所

簡易裁判所判事　松　本　和　秀

簡易裁判所判事　平　田　浩　司

(3)　荒尾簡易裁判所

簡易裁判所判事　梶　原　陽　一　朗

(4)　玉名簡易裁判所

簡易裁判所判事（司掌者）　前　川　　悠

簡易裁判所判事　梶　原　陽　一　朗

(5)　山鹿簡易裁判所

簡易裁判所判事　今　坂　健　司

(6)　阿蘇簡易裁判所

簡易裁判所判事　甲　斐　裕　之

(7)　高森簡易裁判所

簡易裁判所判事　甲　斐　裕　之

(8)　御船簡易裁判所

簡易裁判所判事　松　野　勝　徳

(9)　八代簡易裁判所

簡易裁判所判事（司掌者）　吉　村　弘　樹

簡易裁判所判事　松　本　啓　裕

簡易裁判所判事　　品　川　裕　正

簡易裁判所判事　　山　田　克　洋（職務代行）

⑽　水俣簡易裁判所

簡易裁判所判事　　山　田　克　洋

⑾　人吉簡易裁判所

簡易裁判所判事（司掌者）　藤　田　晃　弘

簡易裁判所判事　　品　川　裕　正

⑿　天草簡易裁判所

簡易裁判所判事（司掌者）　藤　丸　貴　久

簡易裁判所判事　　松　本　和　秀

簡易裁判所判事　　平　田　浩　司

⒀　牛深簡易裁判所

簡易裁判所判事　　藤　丸　貴　久

第２　裁判事務の分配

１　本庁

⑴　民事関係

民事事件は、以下のとおり、民事第１部から民事第３部までに分配することとし、民事第４部には、当分の間、事件を分配しない。

ア　合議事件

㋐　行政訴訟（㋒の行政訴訟事件を除く。）、医事関係及び知的財産権関係民事通常訴訟、行政事件訴訟法第４５条第１項に定める処分の効力等を争点とする訴訟並びに人身保護各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、民事第２部に９分の５、民事第３部に９分の４の割合で分配する。

㋑　控訴及び抗告（簡易裁判所の非訟事件に関する抗告は除く。）事件は、

民事第２部に９分の５、民事第３部に９分の４の割合で分配し、簡易裁判所の非訟事件に関する抗告事件は、民事第１部に分配する。

(ウ) 地方自治法第２４２条の２第１項４号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第２４２条の３第２項の規定による民事通常訴訟事件又は第２４３条の２第５項の規定による行政訴訟事件及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件は、当該判決を言い渡した部に分配する。

(エ) 船舶所有者等責任制限、船舶油濁損害賠償責任制限、民事再生（法人申立ての分）、会社更生及び簡易確定各事件は、民事第１部に分配する。

イ　単独事件

(ア) 民事通常訴訟（医事関係、知的財産権関係、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第３３条第１項に基づく損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議の申立て、同法３８条による損害賠償命令事件の終了により、訴えの提起があったものとみなされる場合及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第４６条第１項、第２項に基づく簡易確定決定に対する異議の申立てにより、訴えの提起があったものとみなされる場合を除く。）、手形訴訟、小切手訴訟、仲裁関係、労働審判、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第３３条第１項に基づく損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議の申立て、同法３８条による損害賠償命令事件の終了により、訴えの提起があったものとみなされる民事通常訴訟及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第４６条第１項、第２項に基づく簡易確定事件に対する異議の申立てにより、訴えの提起があったものとみなされる民事通常訴訟の各事件は、

その種類ごとに、受付の順序に従い、民事第２部及び民事第３部に民事部裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、手形判決及び小切手判決に対する各異議事件は、当該判決をした裁判官が担当し、労働審判法第２１条第１項に基づく労働審判に対する異議の申立て、同法第２３条による労働審判の取消し及び同法第２４条による労働審判事件の終了により、訴えの提起があったものとみなされる民事通常訴訟事件は、分配を受ける部が当該労働審判事件の分配を受けた部であるときは、当該部以外の部に分配する。

(イ) 民事執行（玉名支部、山鹿支部、阿蘇支部及び天草支部の各管轄に属する事件を含む。）、企業担保権実行、財産開示、第三者からの情報取得、民事執行雑、破産（免責事件を含む。）、民事再生（法人申立ての分を除く。）、特定調停、配偶者暴力等に関する保護命令、発信者情報の開示命令、特定和解の執行決定、過料及び非訟各事件は、民事第１部に分配する。

(ウ) 民事保全（保全異議及び保全取消しを含み、上記アの(ウ)の仮差押え又は仮処分の事件を除く。）事件は民事第１部に分配する。ただし、既に本案訴訟事件が係属しているときは、当該事件係属部に分配する。

(エ) 調停（特定調停を除く。）及び訴え提起前の特別代理人選任（非訟事件手続法第１７条の規定する非訟事件に関する特別代理人選任事件を除く。）各事件はその種類ごとに、受付の順序に従い、民事第２部及び民事第３部に同じ割合で分配し、非訟事件手続法第１７条の規定する非訟事件に関する特別代理人選任事件は、民事第１部に分配する。

(オ) 共助、訴え提起前の証拠保全、訴え提起前の証拠収集の処分及びその他の民事雑（訴え提起前の特別代理人選任及び本案事件に関するものを除く。）各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、民事第２部及び民事第３部に同じ割合で分配する。

(カ) 差戻し及び再審各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、民事第２部及び民事第３部に民事部裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、分配を受ける部又はその所属の裁判官が原裁判をした部又は裁判官であるときは、当該部以外の部に分配する。

(キ) 訴訟事件を調停に付したときは、当該調停事件は、当該訴訟事件担当裁判官が担当する。

ウ　配てん換え等

事件の配てん換え及び配てん調整並びに多数当事者に係る事件の配てんなどについては、民事部裁判官の申合せによる。

(2) 刑事関係

ア　刑事事件は、別に定めるものを除き、刑事部に分配する。

イ　本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する準抗告事件は、受付の順序に従い、別に申合せによって定める当番制の当番部に分配する。

ウ　勾留理由開示請求事件は、当該勾留状を発した裁判官に分配する。当該裁判官に差し支えがある場合、勾留期間延長の裁判があるときは同裁判をした裁判官に分配し、同裁判官にも差し支えがあるときは別途申合せによって定める勤務時間内の令状担当裁判官に分配する。

エ　執務時間外の各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例に関する法律及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律に定める起訴前及び第１回公判期日前の保全請求事件（裁判官として処理するものに限る。）並びにこれらの処分に付随する処分を求める申立事件は、別に申合せによって定める輪番制の裁判官（所長を除く。）に分配する。

オ(ア) 本庁及び支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づ

く傍受の原記録の保管事務は、判事中田幹人が処理する。

(イ) 執務時間外に傍受の原記録を使用する必要が生じた場合は、別に申合せによって定める執務時間外の令状担当裁判官（前号の保管事務処理裁判官を除く。）が前号の保管事務処理裁判官を代理して処理する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）関係

ア 医療観察法に関する事件（以下「医療観察法関係事件」という。）は、別に定めるものを除き、刑事部に分配する。

イ 執務時間外の鑑定入院に関する事務（裁判官として処理するものに限る。）及び連戻状の請求事件は、別に申合せによって定める輪番制の裁判官（所長を除く。）に分配する。

(4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）関係

裁判員法第４１条第２項により解任請求事件の送付を受けた地方裁判所がした却下決定に対する同法第４２条第１項の異議申立て事件は、受付の順序に従い、民事第１部、民事第２部及び民事第３部に同じ割合で分配する。

(5) 検察審査会の起訴議決にかかる事件について検察官の職務を行う弁護士の指定等に関する事務

検察審査会法第４１条の９の規定による弁護士の指定等に関する事務（八代検察審査会がした起訴議決にかかる分を含む。）は、刑事部に分配する。

(6) 除斥、忌避及び回避関係

ア 民事関係

(ア) 本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官並びに裁判所書記官及び専門委員に対する除斥及び忌避事件は、受付の順序に従って、民事第１部、民事第２部及び民事第３部（ただし、当該裁判官及び裁判所書記官が配置された部並びに当該専門委員を指定した部を除く。）に同じ割合で分

配する。

(イ) 労働審判員及び民事調停委員に対する除斥事件は、受付の順序に従って、民事第２部及び民事第３部に同じ割合で分配する。

(ウ) 裁判官に対する除斥若しくは忌避の裁判又は回避の許可があった場合に、その裁判官の配置されている部の他の裁判官が当該事件を処理することができるときは、当該部が定める他の裁判官が当該事件を担当し、その裁判官の配置されている部で当該事件を処理することができないときは、後記第３の２の(1)又は(4)に定める代理する裁判官又はその属する部（民事第１部を除く。）が担当する。

イ　刑事関係

(ア) 本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官等に対する除斥、忌避及び回避事件は、刑事部に分配する。

(イ) 裁判官に対する除斥、忌避若しくは回避の裁判があった場合に、その裁判官の配置されている部の他の裁判官が当該事件を処理することができるときは、当該部が定める他の裁判官が当該事件を担当し、その裁判官の配置されている部で当該事件を処理することができないときは、後記第３の２の(3)又は(4)に定める代理する裁判官が担当する。

(7) 事件の分配は、前年度に続けて行う。

２　支部

(1) 八代支部

ア　民事関係

(ア) 民事事件は、別に定めるものを除き、判事吉村弘樹に分配する。

(イ) 民事保全（保全異議、保全取消事件を除く。）、民事執行雑、訴え提起前の証拠保全、訴え提起前の証拠収集の処分、発信者情報の開示命令、財産開示、第三者からの情報取得、特定調停及び過料各事件は判事補松本啓裕に分配する。

(ウ) 民事執行、民事再生及び破産各事件は、受付の順序に従い、判事吉村弘樹に４分の１、判事補松本啓裕に４分の３の割合で分配する。免責事件は、当該破産者の破産事件を担当した裁判官に分配する。

イ　刑事関係

(ア) 刑事事件は、別に定めるものを除き、判事補松本啓裕に分配する。

(イ) 刑事公判請求事件のうち、熊本家庭裁判所八代支部判事補松本啓裕が少年法第２０条第１項、又は第６２条第１項による決定をした事件につき公訴が提起されたものは、判事吉村弘樹に分配する。

(ウ) 各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含み、(イ)の事件に関するものを除く。）は、判事吉村弘樹に分配する。

ウ　医療観察法関係

医療観察法第３３条第１項又は第５９条第１項若しくは第２項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、受付の順序に従い、判事吉村弘樹及び判事補松本啓裕に同じ割合で分配する。

(2) その余の支部

民事事件及び刑事事件は、別に定めるものを除き、当該支部に配置されている裁判官に分配する。

３　管内簡易裁判所

(1) 熊本簡易裁判所

ア　民事関係

(ア) 民事通常訴訟、手形訴訟、小切手訴訟及び少額訴訟各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、簡易裁判所判事梅﨑聖博、同中島隆介、同髭野勝之及び同甲斐裕之に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。

なお、手形判決、小切手判決及び少額訴訟判決に対する各異議事件は、当該判決をした裁判官が担当する。

(イ) 支払督促事件に付随する雑事件等は、簡易裁判所判事中島隆介及び同髭野勝之に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。

(ウ) 調停事件は、受付の順序に従い、簡易裁判所判事梅﨑聖博、同中島隆介及び同髭野勝之に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、医事紛争に関する調停事件については、簡易裁判所判事大西勝滋に分配する。

(エ) 民事共助、訴え提起前の証拠保全、差戻し及び再審の各事件は、その種類ごとに、受付の順序に従い、簡易裁判所判事梅﨑聖博、同中島隆介及び同髭野勝之に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、差戻し及び再審各事件については、分配を受ける裁判官が原裁判をした裁判官であるときは、当該裁判官以外の裁判官に分配する。

(オ) 起訴前の和解事件は、簡易裁判所判事中島隆介及び同髭野勝之に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。

(カ) その他の民事雑事件及び執行雑事件は、簡易裁判所判事中島隆介及び同髭野勝之に、熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、本案訴訟事件が係属しているときは、当該本案事件の担当裁判官が処理する。

(キ) 過料事件、公示催告及び民事保全事件（付随する雑事件を含む。）は、簡易裁判所判事中島隆介及び同髭野勝之に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。

イ 刑事関係

(ア) 刑事公判請求及び再審請求各事件は、簡易裁判所判事甲斐裕之及び同松野勝徳に熊本簡易裁判所裁判官の申合せによる割合で分配する。ただし、分配を受ける裁判官が勾留の原裁判をした裁判官であるときは、当該裁判官以外の裁判官に分配する。

(イ) 略式事件（三者即日処理略式事件を除く。）及び刑事雑事件（執務時

間中の令状事件を除く。）は、簡易裁判所判事甲斐裕之及び同松野勝徳に、その担当日に応じて分配する。

(ウ) (イ)によれない略式事件、刑事雑事件及び三者即日処理略式事件は、熊本簡易裁判所裁判官の申合せによって定める裁判官に分配する。

(エ) 執務時間中の各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）は、簡易裁判所判事梅﨑聖博、同中島隆介、同髭野勝之、同今坂健司、同甲斐裕之及び同松野勝徳に、その担当日に応じて分配する。

(オ) 執務時間外の各種令状請求事件（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）は、別に申合せによって定める輪番制の裁判官（司掌者を除く。）に分配する。

(カ) 訴訟費用負担請求事件は、簡易裁判所判事甲斐裕之及び同松野勝徳に同じ割合で分配する。

(キ) 総合法律支援法第３９条第３項の申立てに係る費用額算定手続事務は、当該裁判をした裁判官が担当する。

(ク) 更生保護法第５２条第５項の特別遵守事項の設定又は変更に係る求意見に関する事務は、簡易裁判所判事甲斐裕之及び同松野勝徳に同じ割合で分配する。

ウ　医療観察法関係

嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事甲斐裕之及び同松野勝徳に同じ割合で分配する。

(2) 玉名簡易裁判所

ア　民事事件、刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事梶原陽一朗に分配する。

イ　正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事前川悠に分配する。

(3) 八代簡易裁判所

ア　民事事件（民事通常訴訟を除く）、刑事事件（刑事公判請求事件及び正

式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事品川裕正に分配する。

イ　民事通常訴訟は、受付の順序に従い、簡易裁判所判事品川裕正に２分の１、簡易裁判所判事山田克洋に２分の１の割合で分配する。

ウ　刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事山田克洋に分配する。

(4)　人吉簡易裁判所

ア　民事事件、刑事事件（刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事品川裕正に分配する。

イ　刑事公判請求事件及び正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事藤田晃弘に分配する。

(5)　天草簡易裁判所

ア　民事事件、刑事事件（正式裁判請求事件を除く。）及び医療観察法関係事件の嘱託による事実の取調べは、簡易裁判所判事平田浩司に分配する。

イ　正式裁判請求事件は、簡易裁判所判事藤丸貴久に分配する。

(6)　その余の簡易裁判所

民事事件及び刑事事件は、別に定めるものを除き、当該簡易裁判所に配置されている裁判官に分配する。

4　事件の回付

本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については、所長に申し出てその承認を得た上、その事件を他の支部又は本庁に回付することができる。

ただし、関連事件について関係各裁判官が協議して回付する場合、管轄区域の定めに反して提起され又は申し立てられた事件について当該事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付する場合及び医療観察法関係事件の鑑定入院質問に

関する事務を終了した後の支部から本庁への回付は、所長の承認を得ることを要しない。

第３　代理順序

１　司法行政事務

⑴　所長に差し支えがあるときは、判事中田幹人、同川﨑聡子、同日暮直子、同品川英基が順次代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

⑵　本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁判官（てん補裁判官を除く。）が上記第１の１に定める配置の順序で代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

⑶　支部長又は簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その庁に勤務する他の裁判官（熊本簡易裁判所以外の庁にあってはてん補裁判官を含む。）が上記第１の２又は３に定める配置の順序に従って代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する他の庁の裁判官が代理する。

２　裁判事務

⑴　通常の裁判事務において、本庁の裁判官に差し支えがあるときは、別に定める場合を除き、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。ただし、同一順位の裁判官の間の代理順序は、各部において定める。

代理される裁判官	代理する裁判官			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
民事第１部の裁判官	民事第１部の裁判官	民事第２部の裁判官	民事第３部の裁判官	刑事部の裁判官
民事第２部の裁判官	民事第２部の裁判官	民事第３部の裁判官	民事第１部の裁判官	刑事部の裁判官

民事第３部の裁判官	民事第３部の裁判官	民事第１部の裁判官	民事第２部の裁判官	刑事部の裁判官
刑事部の裁判官	刑事部の裁判官	民事第１部の裁判官	民事第２部の裁判官	民事第３部の裁判官

(2) 執務時間中の令状事務（被疑者国選弁護人選任事務を含む。）において、刑事部が定める担当裁判官に差し支えがあるときは、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。

代理する裁判官
佐田崇雄 道場康介 池上裕康 浜崎俊文 若林慶浩 片岡甲斐

(3) 支部及び簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合は、その庁に勤務する他の裁判官が代理し、支部においてこれによることができないときは、次の表に定める代理する裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、所長が指名する他の庁の裁判官が代理する。

代理される裁判官	代理する裁判官
熊本地方裁判所玉名支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官
熊本地方裁判所山鹿支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官
熊本地方裁判所阿蘇支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官
熊本地方裁判所八代支部裁判官	熊本地方裁判所人吉支部裁判官
熊本地方裁判所人吉支部裁判官	熊本地方裁判所八代支部裁判官
熊本地方裁判所天草支部裁判官	熊本地方裁判所裁判官

(4) 簡易裁判所において裁判事務の取扱上緊急の処理が必要なときは、所長は、他の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の

職務を行わせることができる。

第４　調停主任の指定等

１　調停主任の指定

民事調停法第７条第１項に規定する調停主任は、当該調停事件を担当する裁判官をその事件の調停主任とする。

２　労働審判官の指定

労働審判法第８条に規定する労働審判官は、当該労働審判事件を担当する裁判官をその事件の労働審判官とする。

第５　開廷日割

庁　名	部　等	官　職	氏　名	開　廷　日
本　庁	民事第１部		合　議	随時
		判　事	日暮直子	随時
		判　事	浜崎俊文	随時
		判事補	川島　堤	随時
		判事補	新田紗紀	随時
		判事補	若松亮太	随時
		判事補	上阪凌太郎	随時
	民事第２部		合　議	水、金
		判　事	品川英基	木

	判　事	佐藤恭子	
	判　事	池上裕康	月、火、木
	判　事	道場康介	火、木
	判事補 (特例)	片岡甲斐	木
	判事補	川島　堤	
	判事補	若松亮太	
民事 第3部		合　議	月、水
	判　事	川﨑聡子	火
	判　事	佐田崇雄	火、金
	判事補 (特例)	若林慶浩	火、木、金
	判事補	川島　堤	
	判事補	上阪凌太郎	
刑事部 裁判員合議係		合　議	裁判員対象事件 月～金
	判　事	中田幹人	月
	判　事	賀嶋　敦	水
	判事補 (特例)	鈴木和彦	水、金
	判事補	新田紗紀	

	刑事部合議１係		合議	裁判員非対象事件 火、木
		判事	中田幹人	月
		判事補（特例）	鈴木和彦	水、金
		判事補	新田紗紀	
	刑事部合議２係		合議	裁判員非対象事件 木
		判事	中田幹人	月
		判事	賀嶋敦	水
		判事補	新田紗紀	
	刑事部その他	判事補	川島堤	
		判事補	新田紗紀	
		判事補	若松亮太	
		判事補	上阪凌太郎	
玉名支部		判事	前川悠	火、水、金
山鹿支部		判事（てん補）	浜崎俊文	火、木（第2、第4）、金
阿蘇支部		判事（てん補）	賀嶋敦	火、金（第１、３、５）
八代支部	民事	判事	吉村弘樹	月、火
	刑事	判事補（特例）	松本啓裕	木、金

人吉支部		判　　事	藤　田　晃　弘	火、水
天草支部		判　　事	藤　丸　貴　久	火、金

庁　　名	民刑の別	裁　判　官　名	開廷日	備　　考
熊本簡裁	民　　事	梅　﨑　聖　博	火、水	
		中　島　隆　介	水、木	
		髭　野　勝　之	水、金	
		甲　斐　裕　之	水(第2、4火曜の翌日)	
	刑　　事	甲　斐　裕　之	木	
		松　野　勝　徳	月	

庁　　名	裁　判　官　名	開廷日	備　　考
宇城簡裁	松　本　和　秀		
	平　田　浩　司	木	
荒尾簡裁	梶　原　陽一朗	火、金	
玉名簡裁	梶　原　陽一朗	木	
山鹿簡裁	今　坂　健　司	月(第1、3)水	
阿蘇簡裁	甲　斐　裕　之	水（第2、4火曜の翌日を除く。）	

高森簡裁	甲　斐　裕　之	火(第1、3)	
御船簡裁	松　野　勝　徳	火、木	
八代簡裁	山　田　克　洋	水(第2、4) 金	刑事 民事
	品　川　裕　正	水	民事
水俣簡裁	山　田　克　洋	火	
人吉簡裁	藤　田　晃　弘	火、水	刑事
	品　川　裕　正	木、金(第2、4)	民事
天草簡裁	松　本　和　秀		
	平　田　浩　司	火、水、金	
牛深簡裁	藤　丸　貴　久	水(第2、4)	